

《記入例》

自動車税種別割過誤納金			
登録番号	(長崎)・佐世保 300ナ2023	※登録番号は4月1日現在で記入してください。	
過誤納金発生年月日及び理由	令和5年7月24日 (抹消登録・重複納付・その他)	年税額	
		過誤納金(還付金)の金額	

債権譲渡通知書			
長崎振興局長様	【注意1】	令和7年7月31日	
上記自動車税種別割過誤納金の還付については、下記の者に債権を譲渡したので通知します。			
納稅義務者(債権譲渡人)住所	長崎市万才町3-17	【注意2】	
氏名	県税ゆう子	㊞	

自動車税種別割過誤納金還付申請書			
長崎振興局長様	令和7年8月4日		
上記自動車税種別割の過誤納金について、債権の譲渡を受けたので還付を申請します。 なお、還付金受領後に譲渡人から不服の申し立てがあった場合は、一切責任を負います。			
申請人(債権譲受人)住所(所在地)	〒857-8502 佐世保市木場田町3-25		
氏名(名称)	株式会社長崎県税自動車 【注意3】		
(代表者氏名)	代表取締役 長崎 県太郎		
TEL: (0956) 23 - 1386		受付印	

申請人(債権譲受人)	○○銀行	△△支店	受付印
振込先銀行等	当座・普通	口座番号 12345670	
	(フリガナ)	カナガサキケンゼイジドウシャ 【注意4】	
名義人	株式会社長崎県税自動車		

(注意事項)

1添付書類	納稅義務者の印鑑登録証明書(写でも可)または領收証書
※必ずどちらかの添付書類が必要です。添付がない場合は受付できません。	
2押印について	印鑑登録証明書を添付する場合は、同じ印鑑を納稅義務者の印として押印してください。
3充当について	納稅義務者(債権譲渡人)に県税の未納がある場合は、地方税法第17条の2の規定により還付金を充当することができます。
4提出期限	抹消登録した日が属する月の翌月10日(休日の場合はその前日)必着。 ※期限厳守

※期限経過後は受付できません。

【債権譲渡に係る還付申請における注意事項】

- 納稅義務者(譲渡人)の印鑑および添付書類
○実印を押印のうえ印鑑登録証明書(写でも可)を添付するのが基本です。
なお、領收証書が添付できれば、個人の場合は認印でも構いません。
※納稅證明書は添付書類にはなりません。
- 申請人(譲受人)の印鑑は不要です。
- 提出期限
○抹消登録した日が属する月の翌月10日必着【期限厳守】
なお、10日が休日の場合はその前日となります。
- 納稅義務者(譲渡人)に県税の未納がある場合は、還付金を充当することができますので、あらかじめ申し添えます。

【提出先】	〒850-0033
長崎市万才町3-17	長崎振興局
	税務部納稅課管理班
電話095-820-7133	